第六十二条の七第一項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、「青色申告書を提出した事業年度の」及び「適用期間（」を削り、「が当該内国法人と」を「が当該内国法人が」に、「があること」を「を有すること」に改め、「第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は」を削り、「時価評価損益）の」を「時価評価損益）、第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の」に、「第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度若しくは第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度又は第六十二条の九第一項の規定の」を「その」に、「）をいう」を「。第六項において「対象期間」という」に改め、同条第二項第一号中「受けた資産」の下に「（棚卸資産、当該特定適格組織再編成等の日における帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）」を加え、「がある」を「を有する」に、「）前」を「）の属する事業年度開始の日前」に改め、「もの（」の下に「これに準ずるものとして」を加え、「除く」を「含む」に、「これらに類する事由」を「の事由」に、「損失の額」を「損失の額として政令で定める金額」に、「又は評価換え」を「、評価換えその他の事由」に、「利益の額」を「利益の額として政令で定める金額」に改め、同項第二号中「内国法人が」の下に「有する資産（棚卸資産、特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日における帳簿価額が少額であるものその他の政令で定めるものを除く。）で」を加え、「資産（」を「もの（これに準ずるものとして」に、「除く」を「含む」に、「これらに類する事由」を「の事由」に、「損失の額」を「損失の額として政令で定める金額」に、「又は評価換え」を「、評価換えその他の事由」に、「利益の額」を「利益の額として政令で定める金額」に改め、同条第三項中「中「当該」を「中「には、当該」に改め、「の適用期間」を削り、「「当該特定適格組織再編成等」を「には、当該特定適格組織再編成等」に、「が当該内国法人と」を「当該内国法人が」に、「が第三項」を「第三項」に、「と他の被合併法人等」を「が他の被合併法人等」に、「支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産」を「有する資産（棚卸資産、」に、「資産で」を「資産（棚卸資産、当該」と、「の属する事業年度開始の日における」とあるのは「における」と、「支配関係発生日」とあるのは「」に、「当該支配関係発生日前から有していたもの」を「支配関係発生日」に改め、同条第六項中「第一項に規定する適用期間は、同条第一項」を「対象期間は、同項」に改め、同条第七項中「の支配関係法人が特定適格組織再編成等前に同項の内国法人との間に支配関係がある他の法人から移転を受けた資産について政令で定めるところにより第二項第一号の特定引継資産とみなすほか、同号に規定する損失の額の計算」を「に規定する特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の内国法人について特定適格組織再編成等後に第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じ、かつ、第六十四条の十四第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する適用期間が開始したときは、当該適用期間開始の日以後に開始する事業年度においては、当該特定適格組織再編成等に係る第二項第二号に掲げる金額は、ないものとする。

第六十二条の八第一項中「第六十一条の十三第七項」を「第六十一条の十一第七項」に改め、同条第九項中「応じ」を「応じ」に改める。

第六十二条の九第一項中「評価益」及び「評価損」の下に「の額」を加える。

第六十三条第三項を削り、同条第四項中「前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。」を削り、「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結所得の金額」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する内国法人、第六十四条の十二第一項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人又は第六十四条の十三第一項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）が時価評価事業年度（第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度（これらの事業年度のうち前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けているリース譲渡に係る収益の額及び費用の額（当該時価評価事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに第一項又は第二項の規定により当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き、当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

第六十三条第五項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改める。

第六十四条の三第一項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第二編第一章第一節第十一款を同節第十二款とし、同節第十款の次に次の一款を加える。

第十一款　完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

第一目　損益通算及び欠損金の通算

（損益通算）

第六十四条の五　通算法人の所得事業年度（通算前所得金額（第五十七条第一項（欠損金の繰越し）、第五十九条第三項及び第四項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）、この条並びに第六十四条の七第六項（欠損金の通算）の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の生ずる事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）終了の日（以下この項及び次項において「基準日」という。）において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度において通算前欠損金額（第五十九条第三項及び第四項、第六十二条の五第五項、この条並びに第六十四条の七第六項の規定を適用しないものとして計算した場合における欠損金額をいう。以下この条において同じ。）が生ずる場合には、当該通算法人の当該所得事業年度の通算対象欠損金額は、当該所得事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項に規定する通算対象欠損金額とは、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう。

一　前項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額（当該合計額が第三号に掲げる金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二　前項の通算法人の所得事業年度及び同項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度の通算前所得金額の合計額

三　前項の通算法人の所得事業年度（通算前欠損金額の生ずる事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）終了の日（以下この項及び次項において「基準日」という。）において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度において通算前所得金額が生ずる場合には、当該通算法人の当該欠損事業年度の通算対象所得金額は、当該欠損事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　前項に規定する通算対象所得金額とは、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう。

一　前項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度の通算前所得金額の合計額（当該合計額が第三号に掲げる金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二　前項の通算法人の欠損事業年度及び同項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年度において生ずる通算前欠損金額の合計額

三　前項の通算法人の欠損事業年度及び同項に規定する他の通算法人の基準日に終了する事業年